

☆\*\*\*\*\*

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】DC拠出限度額の見直し等に伴う、DC法施行規則等の一部を  
改正する省令案について（パブリックコメント）

☆\*\*\*\*\*

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2021年10月22日、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案」  
を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（11月20日まで意見募集）（※1）。

これは、企業型年金及び個人型年金の拠出限度額の見直しを行った「確定拠出年金法施行令  
及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する  
法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。  
以下「改正政令」。（※2）」が2024年12月1日から施行されること等に伴い、以下規定に  
ついて、所要の整備を行うものです。

- ・確定拠出年金法施行規則
- ・確定給付企業年金法施行規則
- ・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する  
法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

※1 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210250&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210250&Mode=0)

## ※2 改正政令について

(年金NEWS2021年9月3日「DC拠出限度額の見直しについて【政省令の公布】」)

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/722\\_nenkin\\_news\\_20210903\\_1.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/722_nenkin_news_20210903_1.pdf)

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/722\\_nenkin\\_news\\_20210903\\_2.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/722_nenkin_news_20210903_2.pdf)

改正案には、企業型年金加入者、個人型年金加入者、記録関連運営管理機関に関するものも含まれますが、このうち、事業主が新たに実施すべき事項の概要は以下のとおりです。

(その他事項については、※1のパブリックコメントHPをご確認ください。)

### (1) 加入者情報の通知

- ・事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、各企業型年金加入者が他制度加入者(存続厚生年金基金の加入員を含む。以下同じ。)に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。
- ・事業主は、企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかにその旨及び変更後の他制度掛金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

### (2) 国民年金基金連合会への情報の提供

- ・確定給付企業年金の事業主等、石炭鉱業年金基金及び存続厚生年金基金は、毎月末日における他制度加入者に関する他制度掛金相当額等の情報を翌月末日までに、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならないこととする。

### (3) 企業年金基金の加入者の資格取得及び喪失情報の届出期限の見直し

- ・基金型企業年金の事業主が企業年金基金に届け出なければならない加入者の資格取得又は喪失情報の届出期限について、当該資格取得又は喪失の日から30日以内としているところ、これを当該資格取得又は喪失の日から30日又は当該資格を取得又は喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までとする。

### (4) 規約の変更に係る事業主への情報提供

- ・確定給付企業年金を実施する事業主の代表又は企業年金基金は、規約を変更しようとするときは、当該変更に係る確定給付企業年金の実施事業所の事業主へ、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならないこととする。

施行期日等は、以下のとおりとされています。

- ・ 公布日 : 2021 (令和 3) 年 12 月 (予定)
- ・ 施行期日 : 2024 (令和 6) 年 12 月 1 日  
(一部の規定は 2022(令和 4) 年 5 月 1 日又は 2022 (令和 4) 年 10 月 1 日)

なお、この省令案に併せて、同日、「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案」も公表され、パブリックコメント手続きに付されております (11 月 20 日まで意見募集)。(※ 3)

概要は以下のとおりです。

- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 7 条第 1 項第 4 号に規定するその他の軽微な変更から、規約の変更が効力を有することとなる日前の期間に係る給付の額の増額 (実施事業所の事業主が企業型 DC を実施している場合に限る。) となる規約の変更を除くこととすること。  
(厚生労働大臣の承認が必要となる。)
- ・ 年金数理人の要件 (試験科目) の一部変更。

※ 3 「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210251&Mode=0>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金 NEWS ・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社  
団体年金部 団体年金コンサルティング課  
年金 NEWS ・基金照会窓口  
T E L 03-5533-5572  
F A X 03-5533-5228  
E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202110-170-0297-D